

平成 29 年第 2 回（3 月）

伊 豆 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 30 日 開会

平成 29 年 3 月 30 日 閉会

平成29年第2回（3月）伊豆市議会臨時会会議録目次

第 1 号 （3月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第47号の上程、説明、質疑	4
○動議の提出	3 3
○日程の追加	3 4
○議案第47号に対する修正動議の上程、説明、質疑	3 4
○議案第47号及び修正案の討論、採決	3 6
○動議の提出	4 2
○日程の追加	4 3
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○閉会宣告	4 7
○署名議員	4 9

平成29年第2回(3月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年3月30日(木曜日)午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正動議について

追加日程第2 発議第2号 議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する附帯決議について

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	和智永 康 弘 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	防 災 監	佐 野 松 太 郎 君
市 民 部 長	鈴 木 正 君	健康福祉部長	村 井 克 代 君
産 業 部 長	鈴 木 薫 君	産 業 部 理 事	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	斎 藤 満 君	建 設 部 理 事	田 村 英 樹 君

教 育 部 長 金 刺 重 哉 君 会 計 管 理 者 長 谷 川 文 子 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 植 田 博 昭 次 長 杉 山 和 啓
主 査 滝 川 和 代

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

これより平成29年第2回伊豆市議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） それでは会議を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。14番杉山誠議員、15番森良雄議員を指名いたします。

〔「議長、ちょっと質問があるんだけど」 という人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時31分

○議長（三田忠男君） 会議を再開いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」 という人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

再議をお願いいたしました先日の臨時議会において、幾人かの議員さんから、文教ガーデンシティ事業の全面白紙撤回を主張されるとともに、修正案提案者であった木村議員を初めとして幾人かの議員さんから、あくまでも白紙撤回を求めるものではなく、一旦立ちどまって、さらに検討すべきだという御意見を賜りました。

その上に立って、このたびは平成29年度の市民生活に影響を及ぼさないとともに、文教ガーデンシティ事業案件については、引き続き継続議論をお願いすることとさせていただき、今回は文教ガーデンシティ事業に係る経費、総額9億5,032万6,000円のうち、既に継続費または債務負担行為で設定してあります新中学校建設工事実施設計委託料1億1,880万円及び土地取得等業務委託料1,300万円のみを計上し、ほかの文教ガーデンシティ事業に係る経費を除いた歳入歳出総額166億8,747万4,000円とするものでございます。

詳細について総務部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

すみません、補足説明に入る前に、一部予算書の資料を後段のほうで訂正をお願いしたい箇所がございますので、よろしく願いいたします。

予算書の43ページをお願いいたします。

21款市債の表でございます。1目総務債、次が3目農林水産業債になっているんですが、申しわけありません、これを順次数字を1ずつ繰り上げていただきまして、3目を2、4の商工債を3、5土木債を4、6の消防債を5、7の教育債を6に訂正をお願いいたします。これは数字の誤りでございます。申しわけありません。

それでは、補足説明のほうをさせていただきます。

お手元にA4、2枚、横書きの表と一緒に配付させていただいていると思います。こちらが今回の議案第47号と3月定例会で当初、議案第5号として提出させていただきました原案との比較の表になっております。

2ページ目の歳出の表をお願いいたします。

まず、2款1項8目8文教ガーデンシティ総合調整事業、予算書の80ページになりますが、こちら説明欄に記載してございます各節、細節の項目を、この第5号予算というのが、先ほど申しました3月定例会におきまして当初予算原案として提出した数字でございます。その横、第47号予算、こちらが今回、一般会計予算として計上させていただいているものでございます。

この中で13節、細節40土地取得等業務委託料1,300万円、こちらにつきましては、さきに継続費を設定してございます。また、本会議3月定例会で継続費の補正を可決させていただいておりますので、こちらにつきましては1,300万円の継続費分として計上させていただいております。

次に、3款2項4目文教ガーデンシティこども園整備事業でございます。こちらは設計委託料として6,172万6,000円、こちらは全額削除してございます。

次に、8款2項2目文教ガーデンシティ道路整備事業でございます。こちら各13節、15節、17節の委託料、工事費等、合計2億7,264万1,000円、こちらにつきましては全額削除してございます。

同じく、8款6項2目2文教ガーデンシティ公園整備事業でございます。13節の各業務委託料合計4,789万3,000円、こちら全額削除してございます。

9款1項4目4文教ガーデンシティ防災施設整備事業、13節の2件の委託料につきまして合計3,469万9,000円、こちら全額削除してございます。

続きまして、10款3項1目7文教ガーデンシティ新中学校整備事業、こちらは予算書の310ページになります。このうち13節の細節40実施設計業務委託料1億1,880万円、こちらにつきましては債務負担行為でお認めいただいております実施設計の業務委託料になります。こちらにつきましては、議案第47号で計上させていただいております。そのほかにつきましては3億712万7,000円につきましては減額してございます。

合計としまして、議案第5号で計上しておりました文教ガーデンシティ事業関連予算9億5,032万6,000円に対し、今回お願いいたします議案第47号では、継続費分と債務負担行為分の2予算のみ計上させていただき1億3,180万円、差し引きとしまして8億1,852万6,000円を減額してございます。

戻りまして、最初の1ページのほうをお願いいたします。

こちらは文教ガーデンシティ関連の合併特例債の表になっております。

まず、2段目の21款1項2目の市債のところでございます。この民生債につきましては、先ほどこども園関係の事業を全額削除しておりますので、こちらの合併特例債4,800万円を

減額してございます。

同じく市債の4土木債でございます。こちらにつきまして、文教ガーデンシティ関連の合併特例債につきまして、差し引き右側の欄でございます。合計で2億8,270万円、こちらを文教ガーデンシティ関連の合併特例債を減額してございます。

同じく市債の消防債でございます。こちらは合併特例債として文教ガーデンシティ関連事業で計上してございました2,580万円、こちらを減額してございます。

同じく市債の6教育債、こちらも先ほど歳出のほうで債務負担行為分以外のところは減額してございますので、それに対する合併特例債2億9,140万円を減額しております。

差し引き合計で8億1,852万6,000円、このうち合併特例債が6億4,790万円の減額となります。

続きまして、予算書のほうで再度確認していただきたいと思えます。

予算書の8ページ、第2表の継続費になります。

今回、継続費としまして、2款1項の旧湯ヶ島幼稚園、旧湯ヶ島小学校施設改修事業、総額2億7,800万円、平成29年度、平成30年度で設定してございます。当初原案におきましては、これに加え土木費として道路橋梁費、文教ガーデンシティ道路整備事業として5億1,800万円を設定させていただいておりましたが、こちらを削除しております。

続きまして、10ページの第4表、地方債でございます。

先ほど歳入のところで説明させていただきました地方債、文教ガーデンシティ事業関連の地方債でございますが、2段目の文教ガーデンシティ新中学校整備事業1億1,280万円、これにつきましては債務負担行為でお願いしてございます実施設計分1億1,880万円に対する合併特例債となります。議案第5号の原案のときにですが、この文教ガーデンシティ事業関連の合併特例債、先ほど申しました7億6,070万円を計上しておりましたが、今回1億1,280万円のみということで、6億4,790万円を減額してございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第47号に対する質疑通告書を議長まで提出願います。

なお、質疑については議会運営委員会の決定事項でお願いされており、本案の提案部分に対しての質疑に徹していただきたいと思えます。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時48分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第47号 伊豆市一般会計予算について質疑に入ります。

5名の質疑通告がありますので、順次発言を許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、先ほど提出されました平成29年度伊豆市一般会計予算に対して質疑を行いますが、その前に、この議案書、平成29年度一般会計予算書とありまして、1枚めくっていただくと、議案第何号と書いてありますよね、それが入ってないんですよ、議案番号が。それから一番下の平成29年何月何日提出、これも入ってない。伊豆市長さんが出すやつですよ。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） いや、議案書はこれですから、入ってないのはどういうわけですかということ、まず1つお伺いします。

それでは……

〔「いいじゃない」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） それでは内容に入ります。

80ページ、文教ガーデンシティ総合調整事業、土地取得等業務委託料1,300万円、1回、文教ガーデン関連予算、これを27日の臨時会で全て否定したわけなんですよ、ほかにも全部否定したんですけれども、文教ガーデン関連予算も全て否定したということですね。文教ガーデン関連予算案が全て廃案になったということでもありますね。これは幾らかといいますと9億5,000万円余でありますけれども、ここでまた出してきたというのは、どういうことかということですよ。先ほど継続費を認めたから出したと、こういうお話で、ただそれだけでは、こっちは納得いかないんですよ。

この土地取得等業務委託料、これはまず第1に何をやろうとしているのかお伺いいたします、これが1点。

それで、土地取得と書いてありますから、これはどこを取得する予定なんですか、それをお伺いします。

それからこれについては3点目、これは当然、委託料ですから、どこかわかりませんが、契約を結ぶということになると思うんですけれども、これはどういう、これから契約を結ぶのか、契約を結ぶとしたらいつ結ぶのか。それとも、もはや、もう先に結んであるのかどうなのか、それをお伺いいたします。それが80ページ。

それから次に、310ページですけれども、これは新中学校整備事業実施設計業務委託ということでもありますけれども、これも先ほど言ったと同じように、さきの臨時会で議会から明確に文教ガーデンシティ事業はだめだ、新中学校建設は認めないという、ノーを突きつけられたんですよ。先ほど市長は、立ちどまって考えると言っていますけれども、現実的にはノーをつけられているわけですよ、議会上は。それにもかかわらずやろうと。先ほど債務負担行為で決まっているからもういいんだと、それだけでは納得いかないわけですし、内容を説

明していただきたいんです。

まずこの実施設計業務委託については、どういう契約をしているのか。平成28年度と平成29年度2カ年にわたって契約をしているのかしていないのか、それとも単年度ごとに平成28年度は平成28年度、平成29年度は平成29年度で契約をしようとするのかどうですか、それをまず1点お伺いします。

それから、まずこれは平成29年度の予算ですけれども、まずそこら辺は平成28年度、もし仮に平成28年度、平成29年度が一体で契約をされていたとしたら業者はどこでしょうか、設計委託の業者。それからちゃんとメモをしてくださいよ、これも説明があったかもしれませんが、委託期間はいつからいつまでなのか。それからこの支払いは、両方で合わせて2億円を超える物すごい実施設計委託料なんですけれども、この支払いはどういうふうになっているのか、出来高払いでやっているのか、やるという契約なのか、それともそうではないのかということをお伺いします。わかりましたか。業者はどこか、委託期間、支払い、どういうふうな支払いをするかということ。

それから今、もしも仮に平成28年度、平成29年度の一体で契約をされているとしたら、この件については中止命令を取りあえず出すのか出さないのか。ちょっと待ってと。市長がこの予算が認められると仮にした場合、市長は立ちどまって考えると言っているわけですが、中止命令は出すのかどうなのか。それとも、もう契約だから4月1日からどんどんやるよというのかどうなのか、それをお伺いします。

最初にこの議案書の不備についてから答えてください。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

80ページの件については市長、310ページについては教育長と市長に答弁を求める旨、議長に提出されております。

答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 教育部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは補足説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、御指摘の議案書の番号と日付の件でございます。

お配りしてございますこの平成29年第2回伊豆市議会臨時会提出議案、平成29年3月30日招集、これが議案書になります。こちらの1ページをめくっていただきますと、議案第47号

平成29年度伊豆市一般会計予算として、一番下から2行目に平成29年3月30日提出となっております。こちらが議案書でございますので、番号、日付等、入っております。

なお、こちらの水色のファイル、こちらはこの議案書の内容も含めた予算の説明資料でございますので、よろしくお願いたします。

また、2款と10款のちょっと総枠として話をさせていただきます。継続費と債務負担行為について、今回、計上させていただいたという理由でございますが、さきの臨時議会、再議のときにも質疑に対して私が答弁させていただいたとおり、まず土地取得業務、2款の1,300万円の継続費でございます。こちら継続費につきましては、さきにもお話しさせていただきましたこの継続費は、各年度における歳入歳出予算に計上される継続費の年割額は、既に当該継続費の設定時において、議会が長に対して歳出権限を認めているものであり、これを議会が修正することはできないという義務的な経費でございますので、今回、継続費と債務負担行為の予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

[「そんなことは聞いてない、何をやるのか、どこを……」という人あり]

○議長（三田忠男君） 静かに願います。

その中身について……

[「質問に対して答えてください」という人あり]

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

中身について説明してください。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 継続費の1,310万円、この部分について何をやるのか、どこの土地を取得するのかということでございますが、継続費につきましては、土地取得業務委託料ということで、これは静岡県の土地開発公社に対する業務委託でございまして、業務内容としましては、用地、建物取得に関する調査、相談や交渉や契約、支払い、登記に関すること、また農業調整などの調整に関することや税務署協議に関すること、その他付随する事務ということで業務を委託しております。どこの土地を取得するのかということにつきましては、平成28年度当初予算で債務負担行為設定計上させていただいておりますので、そこで文教ガーデンシティ構想の用地12ヘクタールについて、その取得の業務をお願いしておりますが、具体的に御説明させていただいておりますとおり、中学校部分の用地について、現在、用地取得の交渉を土地開発公社に進めていただいているという、そういう内容でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、御質問の3点でございます。

まず、契約内容が単年度か2カ年かということについての御質問でございますが、こちらについては、そもそも債務負担行為の設定については、複数年にわたる契約を行うということについての御承認をいただくためのものがございます。当然のことながら、複数年ということで、契約期間につきましては平成28年10月4日から平成29年10月31日まで、約13カ月でございますが、こちらの1年1カ月にわたる契約を今回は契約してございます。

それから、支払いにつきましては、先ほどの支出のほうでも平成28年度で9,720万円、それから平成29年度は1億1,880万円という上限額を定めています。総額2億1,600万円の限度の範囲内で実は契約をしてございます。支払いにつきましては、当然、本年度平成28年度で御承認をいただいている9,720万円を上限といたしまして、なおかつ現在、事業は進行しておりますので、その出来高の10分の9以内ということを平成28年度で支払うということが決まっております。

それから、仮に今、一体で契約していることということでございますので、この予算について、執行をどうするかということについては、当然のことながら全体の事業がある程度進める状況になるまで、執行については停止をせざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 教育部長、業者名とか中止命令等についてはできますか。

○教育部長（金刺重哉君） 委託業者名でございます。大変失礼しました。こちらは東京都千代田区でございます株式会社石本建築事務所でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） 答えてないのがこちらにありますから、1,300万円の契約はどうなっているか、結んでいるのか結ぶのか、どうするのかそれが言ってないです。

○議長（三田忠男君） 1,300万円、310ページについては、何か中止命令を出したとかは聞いています。

○13番（西島信也君） 80ページ。

○議長（三田忠男君） 80ページは、そういう質問はなかったですよ。

○13番（西島信也君） ありますよ、契約の、それを言ってください。

○議長（三田忠男君） 単年度契約ですか。

それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 土地取得業務委託分については、単年度契約ですので、平成29年度については、まだ結んでございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは再質疑を行います。

これは款ごとに質疑ということによろしいですね。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） では最初、2款ですか、私は2款について継続費という話ですけども、前回の議会で文教ガーデン事業全部が否定されたんです、否決されたんです。だけれども、継続費だからそのまま持つてくるというのは、どうも納得はいきませんけれども、それで、いいですか、新中学校部分の土地取得をやるために、これをのせたと、そういうことですね。今、契約は結ばないと言いましたね。契約を結ばないということだったら、では、ここでおろしたほうがいいではないですか。契約を結ぼうとするからやるわけでしょう。結ばないのにやるというのは、結ぶつもりはないのにやるというのはおかしいではないですか。それだったら、もうやるときになったら補正予算を組めばいいではないですか、そこら辺はどうお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員は、私が23日と27日の議会を通じて理解しておりますのは、西島議員と森議員は、この事業については全面的に白紙撤回すべきだという御主張であると理解をしております。

しかし、他方、修正案の提案者を初め、幾人かの議員さんは、ここで一旦これを9億5,000万円を削除するまでは同意したと。その先については、まだ意見が集約されていないということでございましたので、私どもは議会の総意として、文教ガーデンシティ全体の事業の白紙撤回ではないというように現時点では理解をしております。そしてその上で、おおむねあと1カ月ぐらい議論したいという議員さんが何人かいらっしゃいましたので、したがって、今回の債務負担あるいは継続費等々、特に継続費の土地の取得の契約のほう、これをおおむね1カ月後ぐらいに最終的に議会の御判断をいただくまでは執行することはございません。

○議長（三田忠男君） 補足説明、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、ちょっと継続費の単年度会計の特例ということで特質をお話しさせていただきました。この2款の継続費分、平成27年の9月議会で設定させていただき、本年3月で補正のほうを可決していただきました。こちらにつきましては、歳出権限もあわせてお認めいただいていると。義務的な経費でございます。平成29年度予算を編成するに当たりまして、こちらから設定をお願いした義務的な経費を当初予算から除く予算編成ということは、こちらとしては考えられないし、できないものであります。

10款の債務負担行為分についても、こちらは契約行為をお認めいただいております。ただ、平成29年度の歳出予算につきましては、まだ未計上ということで、こちらにつきましても契約を認めていただいた行為に対する支出、予算でございますので、こちら義務的な経費ですので、お願いしているこちらとしましては、当初予算に予算編成の制度上、のせないわけ

にはいかないということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、そういうことを聞いているのではなくて、契約を当面しないのに何でのせたかということ、それを聞いているんですよ。契約をしないと云ったでしょう、それともするんですか。契約をしないのに、ただ、前回の議会で議決された継続費を認めたからのせるというのはおかしいではないですか。何でやらないのに、やろうと契約をしないのにのせてくるんですか。だって、執行するための予算でしょう、予算というのは。執行するかどうかわからないというのを予算でのせるんですか、そこを聞いているんです、私は。答えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、この継続費と債務負担行為に係る予算につきましては、義務的経費でございますので、予算編成するとき、当初からその義務的な経費を除いた予算という編成はできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次の10款、お願いします。

西島議員。

○13番（西島信也君） その前に、幾ら義務的経費だからと云って、それは義務的経費かもしれませんよ。もう状況は変わっているんですよ、何で取り下げない、私はそれを言っているんですよ。そんなことを取り下げられないとか、では、これは次にお伺いしますけれども、次に行きます。

同じことになるわけですがけれども、要するに委託期間は、長期継続契約ということで2年間にわたって、平成28年10月から平成29年10月までやっていると、こういうことですよ。それで、だから私が言うのは、先ほどの話と同じで中止命令は出すと言いましたよね。中止命令を出すのに、今度はこっちへ行くんですよ、何でのつけてきたのかということなんですよ。やりませんよというのに、何でのつけてきたんですか、ここは。それが1つ。

それから、先ほど総務部長さんがおっしゃった、これは法律でできないとかいうことをおっしゃいましたよね、その法律、地方自治法はわかりますが、第何号か教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それではお答えを申し上げます。

今回につきましては、既に先ほどの御案内のとおり、昨年10月から保護者とか先生方、あるいは地権者の方々、さらには先般もお話ししましたとおり、ボーリング調査等の結果を

踏まえて、いろいろな、さまざまな意見を踏まえて、よりよい中学校をつくろうということで現在計画を進めている状況でございます。

ほぼ、今回も2月の全協でもお示ししたとおり、基本的な骨格、基本計画は固まっておりますが、さらに、これから詰めていかなければならない部分が当然ございますが、今回は先ほど申したとおり、中止命令ということではなくて、一度、全てのこの文教ガーデンシティ事業全体を御承認いただくまでの間は、この業務は停止をせざるを得ないと。とめざるを得ないという状況であるということでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 継続費と債務負担行為につきましての予算計上、こちら法律上できないということではなくて、予算編成上、制度として、こちらが提案する以上、義務的経費を計上しないということは考えられないというふうに申し上げました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） まず、私が言いたいのは、新中学の実施設計、これについては、だから何回も言っているとおり、やらないというのに、立ちどまって考えるからやらないよというのに、何で出してきたかということが不思議でしょうがない。これは幾らここでそう言ったって、これはもうちゃんと、もしも可決されたとした場合にできますよと、それはできるわけですよ。幾ら議場でこんなことを言ったって、それは道義的責任はあるかもしれないけれども、制度上はできるわけですよ、それがおかしいということですね。

先ほど総務部長さんがおっしゃった、法律的には義務的経費だから否定しちゃだめだと、ただ、制度上の問題だということですよ。先ほどのお話だと、あたかも法律上だめなようなことに私には聞こえたから、それではわかりましたということですけども。

では、とにかく前回の議会で全部否定されたわけですよ、文教ガーデンシティは。幾ら市長が立ちどまって考える考えるなんて言ったって、もう1回否定されているわけですよ、今言ったように制度上は。個々の議員は知りませんよ、どうかわかりませんが、制度上は否定されているんですよ。

○議長（三田忠男君） 質疑的にお願いします。

○13番（西島信也君） だから、それを制度上否定されているのに、何でまた出してくるのか、では、それをお伺いします、市長に。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁です。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この10款の契約につきましては、債務負担行為で平成28年度、平成29年度の年度をまたいだ契約の行為が認められております。議会のほうで、その契約を認められておりますので、契約をしておいて、この平成29年度分の予算を計上しないというこ

とは、予算編成をする立場から、先ほどから何回も申ししておりますが、契約をお認めいただいて契約をしました。その平成29年度分の予算につきましては計上しませんという、予算編成をする立場からは、計上しないわけにはいかないということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで13番、西島信也議員の質疑を終わります。

次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） おはようございます。

2番、山口繁です。

質疑通告を出しておりました。もうこの2点しかないんですけども、文教ガーデンシティ総合調整事業の継続費の、西島信也議員の質問とほぼ、どういうことかということですので大体わかりました。

それから、文教ガーデンシティ新中学校整備事業債務負担行為ということに関しましても、何となくわかりましたが、1つだけ、この後のほうの文教ガーデンシティ新中学校整備事業債務負担行為の中の1億1,880万円、この財源のうち合併特例債がほぼ大体占めているんですが、1億1,280万円とありますが、これを活用するには、どういう条件が整わなきゃいけないのかということをお聞きしたいということ。

それから、先ほど来のお話の中で、一番ここが大事なところだろうと思うんですけども、文教ガーデンシティ構想に関して、一度立ちどまって考えてみよう、ということを市長が表明され、ここに至っているわけです。

先ほど来から、ここの継続費の部分、それから債務負担行為の部分に関しましては、いわゆる予算編成はするけれども、立ちどまっている状態だから執行はしないという、これはこれから議論するのは物すごく限られた時間なんですよね。4月、5月のいつまでかわかりませんが、その間は執行しないということをお約束というよりも、そういうことを表明されていますから、もう信頼関係でしかないんだろうと思うんですね。その辺が一番大事なところですので、ぜひ、そこを確認したいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 山口議員、確認させてください。今の2点でいいですね、答えは。

○2番（山口 繁君） とりあえず。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私は平成29年度予算の当初、執行部の原案を出した立場ですから、当初から私が立ちどまって考えましようとして申し上げたわけではございません。23日の修正案が可決された議会、そ

れから27日の臨時議会において、修正案提案者を含む幾人かの議員の皆さんから、いや、これは白紙撤回を求めているものではなく、一旦、立ちどまって、もっと深く議論すべきであると。全員協議会の中では、鈴木議員からも、おおむね1カ月という時間も確認をした上で、その時間の中で再度議論しましょうということでしたので、あえてここでは短い時間ではございますけれども、伊豆市の将来のためにもう少し時間をいただいて、議会の皆さん、市民の皆さんと議論をさせていただきたいということでございます。

特例債については総務部長のほうから説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 次に、補足説明の申し出がありましたので許可します。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） こちら債務負担行為の1億1,880万円に対する95%、こちらが借入限度額ですので、合併特例債として1億1,280万円を財源として計上させていただいております。借り入れの活用条件ということですので、まず当然、予算編成上、予算にのっていることが大前提ですが、実際に予算執行しなければ、当然、借り入れを起こせませんので、この契約に係る予算執行をし、この実施設計業務がしっかり完了することが借り入れの条件となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 執行しないと表明した件について、執行しないんですねと再確認がありました。

市長。

○市長（菊地 豊君） 継続費、債務負担がここで仮に承認をいただいたとしても、自動的に市長のほうからそれを執行するということはありません。これはもう何度もここで申し上げているとおり、議会の文教ガーデンシティに関する最終的な御判断をいただくまでは執行することはいたしません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますが。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 一番大事なところは、立ちどまって考えるという、そういうことが臨時会等々で確認をされたということで、物すごい短い時間なんですけれども、精力的にそれをやって、多分6月の定例会ということでは間に合わないとか、間に合うんだけれども、何かその後、不測の事態が起きると、とんでもないことになるので、ちょっとその前に臨時会等々を開催をして確認をとっていくと。極めて、ゴールデンウイークが入ったりしていますが、時間の短い中での精力的な議論ということをしなればいけないというふうに思って、そういうことになっているんですが、私は、もう一つは立ちどまって考えるということは物すごく大事なことで、立ちどまって考えるのは中学だけの問題ではなくて、文教ガーデンシティ全体のことというふうに捉えています、それは間違いのないと思うので、その上で質問させていただきますが、一般質問の中で、実は一つの選択肢として、この12ヘクタールのエ

リアを、今の計画ですと新中学校、こども園、公園という、それから住宅地か病院かというのはわからないけれどもということに整備をしようということですよ。この全体のエリアの交渉について立ちどまって考えるということなんだろうと思うんですけども、私は一般質問の中で一つの選択肢を示したつもりです。一番ひどいのは、全部撤廃しろというようなことを言いましたけれども、これはそういうことではなくて、基本的には、ここをやはり伊豆市の将来のためになるということであるならば、すばらしいものをぜひつくってほしいという思いが、できるものならつくってほしいというものがあるわけですね。その中の1つとして、やっぱり今、新中学校があるので、新中学校と、それからこども園もつくり、それで文教地区に特化したエリアにしたらどうかということをお願いいたします。

あの一般質問の時点では、市長はやはり新中学校については、既に農振除外のあの南北の敷地ですよ、農振除外の手続を学校目的としてとってあるので変更はできないというようなことをあの時点では言われたわけです。ここでは立ちどまって考えるという前提で、そういうエリアでの学校をつくるということも一つの選択肢として残しながら組みかえをして、やはりすばらしい中学校だと。僕は今の南北のやつはすばらしい中学校とは思えないんですよ。やっぱり北からグラウンド、体育館、校舎と、こうなって、それから……

○議長（三田忠男君） 質疑にしましょう。

○2番（山口 繁君） すみません、これは違うんだ、そういうことになりますね、すみません。

では、質問します。やはり今の中学校の配置というのは、かなり変則的なものだと思うわけですね。それをですから変えて、もう既に農振除外の手続が済んでいるからということで、もうかたくなにそれは変えないということなのかどうなのかということがあるわけでありませう。

そこで、南北に変則的な配置になったのは、敷地面積が3.9ヘクタールということが壁になっているのではないかなということ。すなわちこれは農地転用を県の許可で済ますということで、いわゆる4ヘクタールの壁があって、それを県の許可で済ますということで、その4ヘクタール未満にしたということがあったものだから、3.8だか3.9でしたっけ、その敷地面積では、どうしてもあそこに何か、それとほかのものをつくろうというガーデンシティ構想ですから、どうしても縦長の敷地しか考えられなかった。高名な先生方に見てもらったら、一番あれがいい配置だという評価があるということなんですけれども、それは3.9という敷地面積の制約があったから、そんなことになったのではないかなという思いがあります。これがどういうことなのかという、いわゆる4ヘクタールの壁、4ヘクタール未満なら県でいいけれども、超えたら国ですか、農水省ですか、そういう壁がある。その辺のことで、あんなことになったのではないかなということが1点。

それから、この許可については、去年の4月から4ヘクタールを超えても県でできるということをお聞きしておるんですけども、そういうことであるならば、きちっとまた県とやって、

組みかえをすることも可能ではないかなというふうに思うわけですね。そうしますと、一番こだわりになっています合併特例債を使えないというようなことになるかもしれませんが、学校建設は合併特例債を使わなければだめだということではないというような、前提ではないというようなことも議論の中にはあったように思います。何よりも教育は、教育の中身、質ですよ、そこが一番大事なんですけれども、ハード面、施設面をきちっとやるならば、やっぱり後世に悔いの残らないような配置みたいなものをつくったほうがいいのではないかなということになります。これは今後のこれからの議論の中で進めることですからさておきますけれども、もし、今お考えがあれば教えていただきたいというのが質問です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 質問通告外の質疑と判断しますが、大事な論点と議長理解して、答えられれば答弁してください。

市長。

○市長（菊地 豊君） これからの議論の大きな前提条件になりますので、これは議長のお許しを得て、ぜひ私からも答弁をさせていただきたいと思います。

まず、農地の問題ですけれども、かつては2ヘクタールまでが県の許認可権限の中で、それを超えるものは国の許可のものと、国との協議が必要なものとあったわけですね。今回、政府のほうの法律改正で4ヘクタール以内が、偶然なんですがこのタイミングで県の許認可権限になったということでございます。

それで、農振除外については、既に学校用地の青地の部分が、これは中学校という条件で農振除外が既に行われていますので、これは農振除外がもう終わったから、そこを例えばこども園と公園にしようとか、そこを中学校をやめて、そこに病院を誘致しようとか、そういうことはできませんので、中学校のために農振除外が終わったものをやらなければ、もとの農地に戻すということになります。これはもう手続上、我々が農振除外を終わったものを白地になったものを好きに使わせるということは、これはもう制度上できませんので、これは変えるのであれば、一旦農地に戻して、改めて別の手続によってということになります。

ただし、我々が農振除外したときに、ここしかありませんと、何としても伊豆市の新しい中学校はここしかありませんという論理構成をしていますので、数カ月たって、いや、実は別のものが一番いいんですというものは、これは通りません。ここしかありませんという理論構成をしてまいりましたから。

そして、ここはでは、もう諦めて、いまだ手続をしていない青地の部分に、例えば病院だけそこに持ってこようかということは、今度は市の公共事業等の関連性がないので、伊豆市の公共事業と関連する中で、例えば、もし住宅地が病院に変わったとしたら、何度も申し上げているとおり、総合計画を変えて、伊豆市の公益的事業の中に公的病院を入れて、伊豆市の公益性もしっかり酌み上げた上で、病院のために農地を使うという論理はできるのですが、切り離されたときに、伊豆市の文教ガーデンシティ、住宅地を除く伊豆市の公共事

業と切り離されて、伊豆市立病院ではない、単独の病院の議論になったときには、今度は厚生連は、なぜ伊豆市なのか、なぜ伊豆市の農地なのかということ立証できなければいけないわけですね。これは私たちとしては必死で残ってほしいですよ、だけれども、県の担当者から見たら、東部の病院が、どうして伊豆市の農地でなければいけないかということ問われるわけです。これは、そこでなければいけないという、もう必要性、そこでなければいけないという必然性を立証しなければいけませんから、そのような枠組みの中で、伊豆市の農地でなければいけないということを、厚生連がうまく立証していただければ大変ありがたいんですが、そういった問題が残るということです。

ただし、そのときには伊豆市の側からの公益性を訴えた場合に、文教ガーデンシティ事業も諦めました。新しく伊豆市地域医療計画をつくります。そこでは中伊豆温泉病院を入れますので、ぜひ再考願いますと出したときに、先日申しあげました伊豆市の議決の安定性はどうかという議論になりますね、ですから大変心配しているということを申しあげているわけです。

それから、校舎については、いろんな御議論があることは承知をしております。きょうは、私は立場にないので、どう、これがいいか悪いかは申しあげませんが、ぜひ、これは議員の皆さんにお願いなのは、校舎の議論はかなりいろんな方からございました。今、新しい教科教室の概念が少し違っているように感じます。こちらで設計している内容と、皆さんが御心配されている職員室がどうだとか、移動が大変だとかいうものは、伊豆市の中には既に4つの中学校がありますので、伊豆市の今の中学校と設計図と、設計図に基づく新たな生徒の動き、先生の動きというものは、今の修中なり今の天城中なりで比較することができるわけですね、実際問題あるわけですから、今の4つの中学校が。ぜひ、そういった具体的な勉強会なり議論なりを速やかにやっていただければありがたいと思います。

ちなみに、土地の利用の制約があって、あのような形になったわけではありません。あれは私たちが学識の皆さんと一緒にあって、一番いい設計の仕方、あり方を考えた結果としてのことですので、土地利用の制約上というものは、白地、青地の問題はございますけれども、伊豆市の防災拠点を含む最も適切な配置ということで検討させていただいた結果でございます。

○議長（三田忠男君） すみません、この本提案議案に戻って質疑を繰り返してください、お願いいたします。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 質疑のあれを出していますけれども、この2つしかないわけで、この2つのやっぱり一番の肝は、立ちどまって考えるということなんだろうと思うんですよ。ですから、中学校のことだけを何とかということではなくて、全体構想を立ちどまって考えようということがあって、限られた時間の中で、これからそれをやって、精力的にやらなければいけないという思いがあるものですから、その中の中学があるしという意味なものですか

ら、ぜひ関連づけてほしいなというふうに思っています。

やはり再度確認をしますが、12ヘクタール構想を立ちどまって考えるということではいいんですよね、それがまず1点。

それから、住宅地になるのか、病院になるのかというのは、実は夏でないとわからないということですよ。夏でないとなるのかというのはわからない。だから、本当は立ちどまるのは、そこまで立ちどまらなければいけないんですけれども、そんなに立ちどまったんでは、全然どうしようもないということだから、いわゆる今言ったような、1カ月ちょっとぐらいの中で立ちどまって考えるという。やっぱり病院が来るのか、病院になるのは、これはかなり濃厚なような気がするんですが、それはともかくとして、だめなら住宅地になると。そのいずれでも、きちっといろんな根拠法等々で、住宅なら住宅地を整備するということが可能なような検証をされているのか、病院が来たら、病院であるそこは病院がきちっと建ちますよというようなことが、きちっと例えば都市計画法であるとか農地法であるとか、かなりそういうものに制約がかかっているような場所なんだろうと思うんですよね、そういうことの何と申しますか、検証を、去年の9月ぐらいから、もう半年以上たっているわけですよ。だから事務的にはやはりきちっとそういうことを検証して、最低限のあれですよ。

病院を持ってくるたって、市長、先ほど言いましたけれども、それは厚生連がやるという話ではないでしょう、やっぱり病院はここしかないと言っているわけだから、市としてはここに病院が来れるという条件が整っているという前提でないと、実は病院が来ることになりました、できません、これはもう大変なことになるわけですよ、という意味で、多分もう半年も時間がかかっている、たっているわけですから、それぞれどっちでもいいような検証をされているんだろうと思うんですよ。もしその辺のことについてあれば、病院だから健康福祉部長かなとか、都市計画だったら建設部長かなとは思いますが、その辺のお答えをぜひお願いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、先に私のほうから申し上げます。まだ厚生連の中の具体的な検討結果を、まだ頂戴しているわけではございませんが、大きな組織ですので、最終的には代議員会、その前に理事会が5月か6月かでしょうか、そういったスケジュール感の中で、現時点で物理的に狭いとか、障害があって建てられないということではないんだろうと思います。

もし、9月以降検討いただいて、あらあらの設計もされているでしょうから、その時点で、もう病院は1.7ヘクタールでは不可能だということであれば、既に私のほうには連絡があるんだろうと思います。したがって、進める方向で、あとは理事会、代議員会の手続に入る状況になっているんだろうと、これは推測をいたします。

その上で、やはり我々行政がつくる計画ですから、計画を変更するというのは、やはり先

方さんの意思決定があつてからにならざるを得ないのですが、しかし、そういう方向で、この文教ガーデンシティ事業も議会のほうで御検討いただくのであれば、うちの職員のほうには当然、作業準備を指示をして、総合計画の変更、そして地域医療計画のあり方等、今、中伊豆温泉病院と日赤がこれだけ離れている状況。伊豆保健医療との連携の中、救護病院が2つということ、温泉病院が移転した後の伊豆市の地域医療のあり方というのは、まだ計画されてないですね。そこで、しっかり計画づけ、それから県に採択いただいた内陸フロンティア事業も住宅地で採択いただいていますので、したがって、住宅地でもできるのかということは、県ともう方向については合意しているからやるということだったんですが、変えるのであれば、これは変更修正を県に御了解をいただいて、そこは私は県との協議では、大きなハードルはないと思います。これは伊豆市の将来のための文教ガーデンシティ、そして内陸フロンティア事業ですから、そこの一部を入れかえることについては大きなハードルはないと思いますが、改めてそこは県に報告をし、内陸フロンティア事業の組みかえをさせていただきます。そこで初めて病院の公益性が出てくるわけですから。そこで農地の転用のハードルというものはクリアできる方向はしっかり出てくるということで考えております。

都市計画上、もしくは農振手続上あれば、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） すみません、先ほど議長が通告外のことを許した結果、こういう議論になりますと、もともとの議論に戻ってしまいますので、今議案は、とにかく議会運営委員会で決まりました決定事項でお願いしましたとおり、本案の提案部分に対しての質疑に徹していただきたいと思いますので、次の質疑の方、よろしくお願いします。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 次、お願いします。

〔「ちょっといいですか、議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時44分

○議長（三田忠男君） それでは、暫時休憩を解きたいと思います。

時間も経過しておりますので、休憩に入りたいと思います。55分までお願いいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、鈴木正人議員。

[5 番 鈴木正人君登壇]

○ 5 番（鈴木正人君） 5 番、鈴木正人です。

先ほど山口議員の質疑について、いろいろありましたけれども、これから私がする質疑につきましても、議長の判断で適当でないということであれば、私は議長の判断に従いますので、その前提で質疑をさせていただきます。

私は、今回の議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算のうちの2款1項8目文教ガーデンシティ総合調整事業、土地取得等業務委託料1,300万円の中身について、再度確認をさせていただきたいということで質疑を行います。

この事業内容につきましては、継続費であり、それが歳出予算の義務的経費として行政側に担保されているものであると。しかも3月のさきの定例会で補正予算として審議され、そして議会としてはこれを認めていると。その事実については私、認めた前提で、再度確認をさせていただきたいと思います。

まず、この土地取得等業務委託料につきましては、先ほどの西島議員の質疑の中におきまして、どこの取得を対象にした事業なのかという確認がございました。総合政策部長は、12ヘクタール、全体の用地の取得にかかわる事業であるという答弁をいただいたと思います。その上で、私は確認をさせてもらいたいと思います。この12ヘクタールのいわゆる文教ガーデンシティ全体の用地、その中で当初の住宅用地部分が中伊豆温泉病院の移転候補地として厚生連側と交渉されていることは承知をいたしております。その経緯につきましても、さきの臨時会で市長が説明されましたが、いろいろと厚生連さん側のほうが、市内の用地を独自に探され、そして市側のほうに、どこかないかという相談を受けた側として、市としては、その文教ガーデンのいわゆる住宅用地部分1.7ヘクタールになりましたけれども、そのところしか伊豆市としては交渉のテーブルに着ける土地はないということで交渉を始めているという、そういうことで私は認識をしております。

そういう経緯を踏まえた上で確認をさせていただきたいと思いますが、まず、この用地は、皆さん、ご存じのとおり、農業振興地域でございます。ここの病院移転用地となっている部分については、まだ農振の除外申請、こちらのほうもまだされていないという認識のもとでお話しさせていただきますが、ここに病院をいわゆる中伊豆温泉病院、市長もさっきおっしゃいましたけれども、公立の病院ではない、厚生連という、いわゆる民間、その中伊豆温泉病院が、ここの用地に果たして、私もいろいろ調べましたが、農地法を含む現行法の中では実現可能なかどうかというところは私は読み取れないんですよ。その上で交渉を進めていっちゃうという現実があるという前提で、これは私、通告書の答弁を求める方は市長ということで書かせていただいたんですが、ここはいわゆる事務方の所管される部長さん方に私はお答えさせていただきたいと思います。病院絡みでございますから、所管としては健康福祉部、健康福祉部長にお願いしたい。そして都市計画法上のことでいけば建設部になると思うので建設部長、あといわゆる農振除外、農地転用につきましては、これは所管は伊豆市の場

合は産業部長になると思いますので、そここのところは事務方レベルで、これが可能かどうかというところの議論がなされていて、そしてこの根拠が明確にあるのであれば、そこをしっかりと、まずは私は第1質問で答弁願いたいと思いますが、議長、これによろしければ、私、質疑を続けますし、もし、とめろということであれば私とめますので、そのことを踏まえて答弁願います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ所管する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） まず、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 文教ガーデンシティの病院を農地に誘致できるのかということにつきましては、幾つか選択肢はあると考えておりました、その農振法の一般的な除外について、これについては個別の事業ということになりますので、他の事業と同様、県に相談をして調整をして、一般的に申し上げております5要件、そういったものをクリアできる方法、手法というのを考えてやっていくものだと考えております。

また、この厚生連という組織、こちらについては土地収用法で定めている公的な医療機関に該当するのではないかと考えますので、そうであれば土地収用法による事業認定、そういった補償による土地取得というのも選択肢ではあるのではないかと、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかに答弁願えますか。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 開発行為に関する件ですが、開発行為につきましては、具体的な案件が提出された時点で事務を進めてまいります。

なお、手続が整えば、病院等、可能ということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 農地の関係でございますけれども、先ほど総合政策部長が申し上げましたが、やはり農振除外の第13条第2項というものがございまして、そちらの5要件という形で必要性等々がございます。そちらにのっとりまして、一部のほうを進めていくようになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部ですけれども、病院の関係は健康福祉部というこ

とで、こちらのほうのお話を少しさせてください。

全員協議会のほうでも地域医療の関係ということで、伊豆市の地域医療の現状というお話をさせていただいておりますけれども、中伊豆温泉病院は災害時の救護病院ということで、その関係もありまして、ぜひ伊豆市にも残っていただきたいという方向で考えております。そして、今までの経過をお話しした中でも、昨年の平成28年9月6日に、市長と厚生連とのお話の中で協議を進めるということになっておりまして、それぞれ厚生連のほうでも前向きな検討をさせていただいている中で、やはりこの議会の状況というのを大変気にしておりまして、向こうの厚生連のほうからも照会がある状況です。そして厚生連のほうでも前向きに、この地区に建てるということであれば、地域の中で閉鎖された病院というような表現もされていましたが、地域の中のコミュニティというようなところも考えながら、厚生連のほうもコンセプトというところを考えてくださっているというお話の中で、準備委員会というところでも検討がなされているという状況を聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今の健康福祉部長の御答弁は、私も思いは同じなんですよ。中伊豆温泉病院がこの伊豆市から出ていく、中伊豆から出ていく、そのようなことは、私はこの地域医療を考えたときに、やはりあってはならないことだなというふうに、それは私は思います。

ただ、私が先ほど問いかけましたのは、いわゆるそういう厚生連さんと具体的に交渉を進める上での本当の大前提条件が整っているかどうかというところを私は問うたわけです。

その中で、総合政策部長、そしてあと産業部長のほうにつきましては、いわゆる今は、あそこは農業振興地域であるので、いわゆるまず農振除外という申請が当然必要になってきます。その中で、いわゆる必要5要件というものを満たさなければいけない、その辺の認識はされているということは私はわかりました。

あと、建設部長につきましては、そういったところが整った段階で都市計画としては、その手続を進めると、そういうスタンスの御答弁だったと思います。

では、その上でもう一度お伺いします。

いわゆる必要5要件というところが一番鍵になってくると思うんです。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、いわゆるあそこの農業振興地域を除外するということは、それ相当のやはり事業目的の正当性というのを立証しなければいけない。市立病院であれば、公立病院であれば、それは可能であろう。私、先ほど来、質疑の中で申し上げましたが、厚生連さんというのは民間ですよ。民間の病院が、では、それに相当するか、その説明は非常に難しいんじゃないかと私は思います。

その中で、私は健康福祉部長が言ったように、中伊豆温泉病院にとどまってほしくないということではないですからね。そこは押さえておいてください。その中で、総合政策部長

は、先ほどの答弁で、今現在、現行法に従って、その必要5要件にも従った上で、確固たるあそこを病院用地として提供できる、そのようなところは整っていない。選択肢としてはあるという御答弁でございました。

では、お伺いします。これは市長にお伺いします。そのような、まだあそこができるできないという前提の中で、厚生連の理事長と交渉をしていて、そういうこともあり得るから、今こういう状態なんだけれどもというような、そういうことも含めて交渉を今されて、向こうに投げていらっしゃるのか、そこを答弁願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど伊豆市立病院であれば違うということを申し上げたのは、それは伊豆市民病院であれば、伊豆市内でなければならぬという論理構成は簡単ですよ。しかし、県の担当者から見た場合に、この枠組みから外れたときに、厚生連は中部、西部、東部に病院を持っているわけですから、県の東部の病院が、なぜ伊豆市でなければいけないのかと、当然、県の担当者は聞くわけですよ。その行政手続を言っているのであって、農振除外のハードルが公立病院と公的病院と違いがあるかといったら、そこは私はないと思います。公的病院のやはり公益性は非常に高い。したがって、農振除外、農地転用、農地利用する場合のハードルは、やっぱり事業によって正直言って違います。道路はほとんどできるんですけども、学校とか病院とかになれば、その公益性は極めて高いわけですから、その論理構成が容易になるということですね。必要性の立証が容易になるということです。

そして、今回、もちろん私はもともと文教ガーデンシティ事業を立案した立場ですから、当初の住宅地が本当はやりたいわけですけども、しかし、伊豆市民にとって極めて重要な中伊豆温泉病院の問題が出てきたときに、厚生連の理事長と合意をした、議員御指摘のとおりです。まさにそのとおりで、去年の5月、6月に、こういう状況になったのですが、それがもし議会でお認めいただければ、農地利用の手続は、今の我々の案が農地利用についてだけ言えば一番容易だと思います。なぜならば、周りは公共事業ですから、公共事業で囲まれたその中に残った1.7ヘクタールの土地に、極めて公益性の高い病院ということですから、この環境が中伊豆温泉病院にとって、土地を利用する、農地を利用するという意味において、取得の容易性とかではなくて、農地を利用する意味という行政手続において、許認可手続において、周辺が公共事業で、その中の病院用地というのは、手続上一番立証が容易だと私は思いますというか、行政をする立場としては、そういうことだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 最後の質疑ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 今、市長が答弁されましたけれども、あそこで確実に厚生連さん、用地として提供できますという根拠はありませんね、可能性だけですよ、今お話ししているのは。

私は先ほどからも再三申し上げていますが、現行法において、私はあそこは農業振興地域、その除外はかなり難しいと思います。その中で私も調べているんですが、青山クリニックさん、ありますね、あそこに。病床数が……

○議長（三田忠男君） 質疑でお願いできますか。

○5番（鈴木正人君） 病床数が20床未満の診療所であれば、農振以外の農地であれば、ああいうことはできるというふうに私は法律から読んでいるんですが、その中伊豆温泉病院のところについては、そのようなことを恐らく担保するには非常に難しいのではないかなと思います。端的に申し上げます。今の時点で可能性はあるけれども、極めて実現不可能に近い、そういう状態で厚生連さんと交渉しているという認識でよろしいですか、それをお答えをください、最後で結構です。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 病院の建設地として農地を利用するという、この条件に限定させていただきます。こういったことを実現するためには、今の環境が私はベストだと思います。立地といい、病院が求める立地、伊豆市民にとっての公益性、そして公共事業の中の一部としての、当初、別目的でしたけれども、住民の皆さんに、既に地権者の皆さんにお話をさせていただいている状況、どう考えても、農地を利用して病院を建設する候補地としては、私は今の土地が、あくまでこれはあれですよ、行政手続上ですよ、農地転用という行政手続上についていえば、今の構想が私はベストだと思います。

○議長（三田忠男君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

今回の議案第47号について、市長は文教ガーデン全体も含めてというんでしょうけれども、その中の今論議になっている継続費と債務負担行為問題について立ちどまってということでした。何度となく聞いたんですけども、もう一度確認します。この立ちどまってという、その姿勢が、この提案されている継続費、債務負担を、この立ちどまってという立場から、この2つをどのように考えているのかお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 23日の本会議の最終日に9人の皆さんの賛成で修正案が可決されたことは、伊豆市長、そして伊豆市の将来にとって極めて大きな影響で、そのときには前後策を相当考えました。ただ、その中であくまでも白紙撤回ではなく、立ちどまって考えるということでしたので、その点については大変心強く思い、そして議会の皆さんにも無理をお願いし、2度の臨時議会をこの1週間ぐらいでさせていただいた、そのとおりでございます。

したがって、議会の御決断ですので、一旦、文教ガーデンシティに関するおおむね9億円の予算は削除させていただきました。そして、立ちどまって考えるというところで、その次にはどうするかについては、9人の中でもいろんな意見があるということは、木村議員御自身からも御指摘がございました。そして立ちどまって考える範囲の中でも、木村議員は、議場においては合併特例債にこだわる必要はないので、おおむね1カ月と、我々の立場はおおむね1カ月なんです、本当に必要であれば合併特例債を使わずとも、市民合意が得られたときに改めて財源を充てるべきだという御意見だと私は理解をいたしました。

しかし、伊豆市の財政を預かる立場としては、保護者の多くの皆さんが求め賛成されている案件について、やっぱり合併特例債を7割近く国の支援を得られる、それも3億円、5億円の7割か3割だったらまだ必要としても、3億円か5億円か、国の財源がこれくらいだったらどうしようかという判断は私は否定いたしません。しかし、今回は60億円か20億円かの選択ですと、さすがに市民の皆さんに、ここについては、やはり財源を相当判断基準として置かせてくださいと言わざるを得ないと思います。そういった意味で、これから半年、1年議論するというのではなく、申しわけないですが、市長としては、おおむねあと1カ月程度は考えさせていただきたい、その意味においては、立ちどまって考えるという木村議員の御主張を全面的に私としては受け入れさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 発議者として、いわゆるこういうことを言いながら質問します、確認しながら。

一体だと言っていた若者定住のための住宅は、この計画区域からなくなり、なおかつ医療の前提条件が整っていない。だからストップしなさいと言っているんですという提案理由の中に読めます。もう一つだけ言っておきましょう。こども園について、風が物すごく強い場所にこども園ですか、子供たちにとって、もっともっと最適な場所を検討しませんかというお話を提案理由で述べましたね。

したがって、あそこを全部また田んぼに戻せということは、発議者としても、9人の合意のもとでもそういう立場ではない。

それから、もう一歩進んだら意見が分かれるかもしれませんというお話をしましたが、具体的にお尋ねします。継続費について土地開発公社に委託していると。今回の継続費についての提案の中身をお尋ねします。当然、継続費ですからずっと前、平成27年度から平成27年度、平成28年度、平成29年度、今回は平成30年度までだったか、とりあえず、きょう提案しているのは平成29年度ですから、そうすると3億4,400万円の総継続費のうちの、今どこまで来ているか、平成28年度までどこだったのか。額ではなくて、今回の新たと言ったら変です、予算書の一番最後にパーセンテージが載っているんですけども、どこまで来ているかと確認の意味で。平成28年度までは、この土地取得は38.4%まで来ていますよと、3億

4,400万円のうち。それで平成29年度、ちゃんと合意ができるまでやりませんというお話を約束しましたけれども、これがそのままずっと行くならば、プラス37.8%だからほぼもう終わっちゃうと言ったら変だけれども、土地取得終わっちゃうんですね。

そうするとお尋ねしたいのは、この継続費の中身は、37.8%分というのは、この中身を見てみますと、ちょっとこの点確認したいんです。当初というか、第5号議案のときの説明資料によりますと、この文教ガーデンシティ事業の中のこの部分についての中には、このエリア内と書いていますよね、土地取得等業務委託料、その中身が何なのかなということを書いてるのが、表題にある文教ガーデンシティ総合調整事業ですよね。それで、その中に住宅地代替の用地取得とか設計とか工事とか、土地取得の業務委託ですと、こうなっているんですよね。だから、僕はその点確認したい。文教ガーデンシティ全体ではなくて、このあくまでも総合調整事業の住宅地代替云々と私は理解したんですけども、そうすると、そこが論点、考え方が違っちゃうと、また違ってくるんです、12ヘクタール云々は置いといても。僕はそういうふう理解したんですけども、そうすると、この37.8%分1,300万円は、もしこれは執行するとなると、前もう既に終わった38%は、きょうの論議ではないですからいいですけども、もし、これが執行されるとなると、この37.8%で何をやろうとしているのか想定していたのか、想定ですね、あくまでも予算だから。その点、述べてください。何となくではないと思うんですよ、年度割をやっているわけだから、当然、目的があってやっているわけですから。

それからもう一つは、中学校の設計実施、執行しないと仰いましたね、ストップしますと言いました。別に全部、今の新中学校の設計をゼロにしろと、破棄しますとは言っていないし、私も破棄しろとは言っていない、そういう意見だけれども、そうすると、選択肢というのはいろんな意見がありますよ。ご存じのように、あそこに新中学校をつくりなさいという要求、いや、そうではない、今の中学校がいいとか、いや、そうではない、もっとちゃんとあそこにつくるなど、いろんな意見があるんですけども、せめて2つだけお尋ねしましょう。この執行しない、教育委員会が執行しないと言う、では、その他の選択肢を市民の皆さん、議会にも当然、提供したときに、その提案の中に、目玉として教育の、教科教室を除くことも含めてということですから、執行しないというのはかたくなにただしなだけであって、どうしてもこれをやらないと、伊豆市にとってのできないということでは執行するかどうかということの判断をお尋ねします。

それからもう一つ、市長が今の論議の中でもう一点です。県のほうに農振除外して、当然、農振除外は目的がないと、ただ、いいですよということはないですね。ここしかないと言われたのか、どういう意味でのここしかない、ということは、川が流れて南北ですか、これ以外にありませんよということで、もう一度皆さん、考えてください、市民の皆さん、考えてくださいというのか、いや、あの中で少し外れて、何というか、位置が若干変更する、そうすると今、農振除外申請の終わったその一部分は取り除いてでも変更があり得るのかどうか、

もうここは絶対に動かしませんよと、そういう意味でここしかないと言っているのかわからない。市長としてはここしかないと思っているんだけど、この1カ月余の中、論議する中で、そのあたりの幅というのは、教育委員会の管轄か、市長が言ったものだから、どっちが答えていいかわからない。持っているのかどうかということです、お尋ねします。

合併特例債云々を言ったのは、それはきょう議題外になりますから、私はコメントは避けますけれども、いろんな論議もあるでしょうということです。すみませんがお願いします。

○議長（三田忠男君） 3点、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 学校の問題は教育委員会から説明させますが、今、土地の利用の仕方について、農振除外が終わった部分、それから白地のところのサッカー場も含めて、中学校用地ということで既に農振除外が終わっていますので、この区画、中学校区画を変えることはできません。既に農振除外という最も高いハードルを中学校用地でクリアしていますので、それでその中の学校の配置、校舎のあり方というものは、これはぜひ、今の修中、今の天城中学校と比べて、皆さんが心配していることが、私が伺っていて、杞憂とは言いません、誤解とも言いませんが、今、現に中学生は修中に、中伊豆中に、天城中に行っているわけです。その校舎を現に使っているわけです。その校庭を現に使っているわけです。私も天城中に行つて、全部こちらが教室、全部向こうが特別教室、技術科が向こうにあつて、体育館が向こうにあつてと、皆さんが心配されているような校舎の設計であるのかどうかについては、設計図をもう一回、皆さんで確認をした上で、今の中学校と比較をして、具体的に1つ1つ、問題なのか、問題なのでないのかということは、私は1週間ぐらい現地を見て、設計図を見ていただいたら議論は集約すると思います、いいか悪いかも含めて。ぜひ、それは皆さんに、まだ時間がございますので、それはぜひお願いをしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 補足説明ありますか。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、ストップした場合の他の選択肢というようなことで、今、基本的な考えは市長が申し上げたとおりでございます。

教育委員会のほうでは、御案内のとおり、平成25年から3カ年にわたりしまして、この第2次学校基本計画、議会でもさまざまな御議論をいただいて、課題をいただきました。その中で合意形成された一つの計画だという認識のもとで、今回、一部その業務委託がストップすることによる影響については、また後々のしわ寄せがあるかもしれませんが、今回ご宿題をいただきました市民広報でありますとか、さまざまな教科、逐一こういったものも含めた、事務方が本当に一丸となって、新中学校のよさを多くの市民の方に理解していただくと、そういう機会にしたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御質問のございました土地取得業務委託事業につきまして、

まず平成27年度1,180万円、継続費で計上していたんですが、平成27年度は文教ガーデンシティの基本構想のほうの作成に非常に時間がかかったので、地権者情報の事前調査等の準備作業にとどまったため99万3,000円の支出であったということです。平成28年度については、地権者の全体の事業説明とか、新中学校とか道路部分についての用地交渉の業務ということで平成28年度は1,218万6,000円ということです。平成29年度、この1,300万円については、その続きということで、以前、全協でこういうスケジュール表をお配りさせていただいていますが、平成29年度は中学校部分の用地交渉、用地取得、それとこども園、公園、道路分についても用地交渉、用地取得というのはスケジュールにございますので、それら用地交渉、用地取得部分について、この土地取得業務委託によって土地開発公社に委託して、これらに関する事務を執行していただくこと、そういうふう考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 継続費のことはわかりました。

新中学校の設計業務委託の中身について、今の修善寺中学校は使うべきだとか、いや、それはいろんな課題があるということは置いといても、今の新中学校の設計図を中心にして、私、お尋ねしたいんですけども、変更はできないと市長は言われました。農振の関係で、そうすると、あの南北に長いところは動かせないと。いわゆるその動かせないものを何とか理解してくれということでの論議するためのストップということですか。若干変更とか許容範囲の中で合併特例債の時期も出ただけけれども、それは考慮を例えばしたとしても、あの今の設計図、見取り図は動かせないという理解での、この執行しないという意味ですか。だから、これでわかってよと、これが一番いいんだからということで、とりあえず執行しない。あとは市民の皆さんに、議会議員に理解してくださいと、そういう意味での執行しないということですか。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 今回、実施設計業務につきましては、文教ガーデン全体の中の構想の中で、第1グラウンド、第2グラウンド、校舎等レイアウトということを中心にこの仕様で、これに基づく建築確認やら実施設計業務、こういったものをお願いしてございます。当然のことながら、何度も触れますけれども、地質調査でありますとか地盤の関係とか保護

者の要望、こういったもので、よりよい学校にしようという面での細部の見直し、こういったものは当然のことながら可能でございますが、基本的なレイアウトにつきましては、変更は今の中では非常に厳しく、できないというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） これで木村議員の質疑を終わります。

最後の質疑になります。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

さて皆さん、きょうは何を議論しているのか、皆さん、わかりますか。私はこれを配られたから、この内容を全部議論するのかなと思っていたら、どうもそうではないらしいですね。

ところで、市長に聞きたいけれども、こっちはもう決まっているんですか。いわゆる文教ガーデンシティを除いたものは、もう決まっているんですか、それともまだ未定なんですか、基本的にそれをお聞きしたい。私はそれを一番心配しているんだ。これがあしたまでに決まらなかったら、伊豆市の市民の皆さんはどんな不便を講じるかですね。下手すると、学校を開いたって授業が行われないうちかもしれませんよ。議会の皆さんと市長に聞きたいんだ。これはもう決まっているのか、文教ガーデンシティ関係を除いた予算はもう決まっているんですか、まだなんですか、それをまず確認したいですね。

それで、大体文教ガーデンシティについては質問は終わったようだけれども、たくさん行われているので同じ質問をしてもしようがないから、はっきり言って、何をやっているのかさっぱりわからないですね、文教ガーデンシティ、わかりましたか、皆さん、私はわかりませんよ。質問していいというのは、新中学校実施設計業務委託料1億1,880万円と、エリア内土地取得等業務委託料1,300万円、この2つしか質問できないようなんですね、どうも。しようがない、できないというんだから、その範囲で聞きますよ。今までの皆さんが質問していない範囲で。

これは数字が出てきて、もう前から決まっていることらしいんで質問しますけれども、まず、きょうの範囲で2つの業者の名前が出てきましたね。土地何とか公社というのと何とか設計という業者が出てきておりました。ほかにも業者はいらっしゃるんですか。それぞれの業者と契約は結んでいるんですか。契約書の内容を伺いたい。

それと、それぞれ契約相手は、この事業に対して着手しているのかどうなのか。着手しているなら、出来高はどうか。ゼロなら何もお金を払う必要はないわけですね。もう既に50%に達していますとか、出来高がどうか。

以上、伺いたい。

○議長（三田忠男君） それでは2点について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

27日の臨時議会において再議に付した修正予算案と当初の原案と、いずれも不成立となりました。したがって、現時点で平成29年度予算、成立した予算はございません。そこで今回の予算案を提出した次第でございます。

ほかの御質問については、それぞれ所管する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますのでお願いします。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御質問のございました静岡県土地開発公社につきまして、これは平成28年度来の債務負担行為の予算を御承認いただくときも御説明させていただいたんですが、土地開発公社、これは公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体にかわって公共用地の取得や事業開始までの用地管理及び処分を行うことができる唯一の団体でございます。したがって、この土地取得業務委託については、この土地開発公社に交渉業務を委託しているものでございます。

その進捗におきましては、先ほど木村議員の御質問にもお答えしておりますが、平成27年度について99万3,000円ということで、平成28年度については1,218万6,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、中学校のほうの設計業務についての御質問についてお答えいたします。

まず、着手しているかにつきましては、先ほど御案内したとおり、昨年10月4日から既に契約を結んでおりまして、事業のほうは着手しております。

それから、出来高でございますが、3月末現在、全体の13分の6程度の期間でございますけれども、約4割弱の出来高というふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 先ほどの質問は、今の2つの業者以外に、ほかにあるかという質問だったような気がします。ないということですね。

森議員、再質問ございますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 再質問します。

まず、確認ですけれども、契約書はあるんですね、両業者とも。契約書があるんだったら、今ここで見せるとは言いませんけれども、後で見せてください、契約書の内容も。

それから、先ほど土地取得に関しては唯一の業者だと言っていましたけれども、ここだけしかできないというわけではないでしょう、幾ら公共用地としても。それから設計にしてもそうですね、ちゃんと入札したのかどうなのか、どういう契約方法をとったのかどうなのか

伺いたい、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、まず契約書につきましては、当然のことながらございます。こちらにつきましては、また別途、情報公開等でお示しをすることが可能でございます。

それから、内容につきましては、御案内のとおり、今回、中学校の実施設計業務、その後に工事とか、さまざまな造成工事とか必要でございます。そういったものに係る業務を委託してございます。

それから、今回の契約につきましては、プロポーザル、これは平成27年度に公募型、全国の、そういう学校の建築に実績のある業者から、公募型のプロポーザルを実施いたしました。その中で応募のあった業者からプロポーザルによります基本構想、基本計画を決めまして、それに基づきまして、今回は随意契約によります契約を交わしたという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 土地開発公社については、先ほども御答弁させていただいたとおり、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体にかわって公共用地の取得や事業開始までの用地管理や処分を行うことができる唯一の団体とされておりますので、県内ではこの静岡県の土地開発公社しかないということで、単独で契約を結んでいるものでございます。

以上です。

〔「民間業者は参入できないということ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は常々、伊豆市の公共工事の入札に疑問を呈しているわけですよ。100%がごろごろだと。ほとんど随意契約だと言っているんです。

まず、いいですか、総合政策部長さん、民間が公共工事のための土地取得はできないのか、いいですよ、伊豆市から民間の業者に依頼する。僕は当初からあれですよ、伊豆市の不動産屋さんを潤すために集めて、JVでも組んで取得させるのかなと思ったんですけども、そういうことはできないのかどうなのか、土地取得に関しては。

それから、プロポーザルだったとおっしゃっていましたが、後で細かい内容については教えてもらいますけれども、どういう業者が、どういうふうに応募してきたか、ほかにあったのかないのか。それから、これは2億円近いあれではなかったっけ、1億1,800万円ですか、そのこちらの提示条件と、応募者の様子も伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁を願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 先ほどから答弁させていただいているとおり、こういった公共用地の取得などについての業務というのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、民間ではできず、県内ではこの静岡県土地開発公社がそれらができる唯一の団体であるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 今回は、先ほど御案内した株式会社石本建築事務所、それまでのプロポーザル、約10社の応募が全国からございました。全て我々のほうでは、全国各地、そういった学校建築に実績のある業者というようなことで、我々がお示しした基本的なコンセプトに基づいて、それぞれの各社からいろんな提案をいただいたという状況でございます。そちらの提案を受けて業者を決めて、今回はその業者との随意契約ということで契約をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については会議規則第37条第1項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ただいま異議ありの発言がありましたので、起立により採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ここで日程の都合で昼の休憩にしたいと思います。

この休憩中に、議案第47号に対する討論通告書を議長まで提出願います。休憩時間は1時間、12時45分といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎動議の提出

〔「動議」「賛成」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何の動議ですか。

西島議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、5番、鈴木正人議員とともに、議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正動議を提出したいと思います。

○議長（三田忠男君） 鈴木議員の動議は、その内容の賛成動議ですね。

○5番（鈴木正人君） はい。

○議長（三田忠男君） それでは、1人以上の賛同者がいますので、動議は成立いたしました。取り扱いについて議運を開きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時47分

再開 午後 1時06分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） 議案第47号に対する修正動議が出されましたので、これを日程に追加します。

◎議案第47号に対する修正動議の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） これより提案者の提案理由の説明を求めます。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

改めまして申し上げますが、私は、5番、鈴木正人議員とともに、議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正動議をここに提出し、あわせて提案理由を申し上げます。まず、修正案を説明いたします。

1ページの次の2ページ目をお願いいたします。

議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正案。

議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算の一部を次のとおり修正する。

後ろの予算を参照しながら聞いてください。

第1条中の歳入歳出予算の総額166億8,747万4,000円から1億1,880万円を減額し、総額を165億6,867万4,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算中の一部を次のとおり改める。

歳入、1、18款繰入金のうち、2項基金繰入金の6億7,165万5,000円を600万円減額し、6億6,565万4,000円に改める。

2番、21款市債の総額18億240万円を1億1,280万円減額し、16億8,960万円に改める。

歳出、10款教育費のうち、3項中学校費の9億5,567万9,000円を1億1,880万円、これは文教ガーデンシティ新中学校整備事業実施設計業務委託料でございます。これを減額し8億3,687万9,000円に改める。

第4表、地方債中の一部を次のとおり改める。

文教ガーデンシティ新中学校整備事業の限度額1億1,280万円を削除し、合計額を18億240万円から16億8,960万円に改めるというものであります。

以下、この中をまた御参照いただきたいと思っております。

次に、提案理由を説明いたします。

去る3月23日に、議案第5号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正案が可決成立したことは、皆様御承知のとおりであります。

しかし、市長はそれを不服として、修正案を再議にかけるという暴挙に及び、ついには平成29年度一般会計当初予算全部が廃案に追い込まれるという惨たんたる結果になったわけがあります。そして本日、三たび平成29年度当初予算案が提出されましたが、文教ガーデンシティ関連予算9億5,032万6,000円のうち86%は削除されていますが、残り14%の1億3,180万円がそのまま予算計上されております。このうち1,300万円は継続費なのでいたし方ありませんが、債務負担行為の新中学校実施設計業務委託料の1億1,880万円は容認することができません。

地方自治法第222条によると、歳出予算は経費の支出が目的であるのに対し、債務負担行為は、債務を負うことが目的であり、したがって、歳出予算は債務負担と債務履行の両権限を付与されるものであるが、債務負担行為は債務負担のみの権限のみを付与されるにすぎず、支出に当たっては、改めて歳出予算に計上することが必要とされております。

事業委託契約等を締結する場合、契約の前提となる入札の公告から落札までの行為は、ちょうど予算執行の一連の行為の一部をなすものであります。したがって、契約を締結する場合、少なくとも予算が成立していることが必要であり、予算未成立の段階で本契約を締結することはできないとされております。予算がないのに、平成29年度分の本契約、すなわち新中学校の実施設計ですけれども、これの本契約を結ぶということは甚だ不適當な措置であります。

次に、2度にわたる当初予算審議採決の結果、文教ガーデン新中学校の建設は明確に否定をされております。本日の会議、質疑で、市長は土地取得等業務委託料1,300万円、新中学校実施設計業務委託1億1,880万円は、文教ガーデン事業がゴーになって再開するまでは執行しないという発言がありました。それなら、執行するかどうか分からない間は、予算に計

上すべきでないというのが当然の考えであろうかと思えます。ただし、継続費の1,300万円につきましては、3月23日定例会最終日において補正予算可決したので、これは現体制の議会が決めたことなので残すということでもあります。

したがって、新中学校実施設計業務委託1億1,880万円のみを削除するという内容であります。

また、先ほど当初予算の質疑が午前中ありましたが、この文教ガーデン構想は、会議が何もない、法的にもスケジュール的にも全く実現性がないということが判明しました。この後に及んで未練がましく文教ガーデン新中学校にすがっていかうとは、全く情けないとしか言いようがありません。一刻も早く、この文教ガーデン事業を諦めるよう忠告申し上げ、私の修正案の提案理由といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第47号の修正案に対する質疑通告を議長まで提出願います。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時16分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第47号 伊豆市一般会計予算の修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第47号について討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時21分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議案第47号及び修正案の討論、採決

○議長（三田忠男君） これより議案第47号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先ほど局長が説明したとおり、初めに、原案に対する賛成討論、次に、修正案及び議案に

対する反対討論、ただし、ない場合は議案に対する賛成討論、次に修正案に対する賛成討論、続いて、議案に対する賛成討論の順において発言いたします。

それでは、まず初めに、原案に対する賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本予算は、さきに廃案となった議案第5号から、多くの議員に賛同を得ることができなかった文教ガーデンシティ関連の予算を除いたものとなっております。この中で、既に議会で承認されてきた継続費分と債務負担行為分が計上されていることは、予算案作成上必要なことであり、何ら問題がないと思われまゝ。当然のことながら、この予算執行は、文教ガーデンシティ事業について、議会の承認を得てからの執行であり、そのことは質疑でも確認をされました。文教ガーデンシティ事業については、今の中伊豆、天城の中学校が抱える課題、修善寺東こども園の現状など、未来を担う子供たちに私たちは何をすべきか、地域医療にとって欠くことのできない中伊豆温泉病院の市内存続をいかに守るか、今必要なものを、市民にとって最小の負担でいかに実現していくか、合併特例債以外の有利な起債がない中で、どういう代案があるか、市民から負託された責任ある立場の議員として、あらゆる調査検討を重ねながら、さらなる議論を尽くしていくべきであると思ひます。

その上で、本日提案された議案第47号には、福祉、教育、産業振興を初め、あらゆる市民サービスの予算が含まれ、この市民生活に欠かせないものとなっております。このことについては、23日の本会議最終日の採決で賛成した14人の議員の共通認識であるはずで、速やかに予算を成立させ、市民の安全・安心に寄与していくことが急務ではないでしょうか。

議員の皆様の賢明な、そして良識ある判断に御期待申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案、原案反対討論、これはありません。

原案賛成討論。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第47号 平成29年度一般会計予算について、賛成討論を行います。

前の議会のときに、今回、論議の焦点となっている継続費と、それから債務負担の予算については、私が発議者として、文教ガーデンシティ関連に関する修正動議をかけたときに、この予算も入ってございました。そうすると、表面上だけ見ると、今度はなぜ賛成するのかということになるんですが、後ほどお話ししますが、全体として、例えば土地取得業務委託料をその発議者として反対の中に入れた理由は、きょう、詳細な説明資料がありますけれども、それを見ればよくわかりますが、それに関連する文教ガーデンシティ総合調整事業に関連す

る今回の予算の中から外れているんですけども、整備検討調査委託とか不動産鑑定業務委託等々、これに関連する予算が当然そのときは提案されておりました。では、ここだけ、土地取得業務委託料だけ生かして継続費だから入れましょうということになると、全体ができないにもかかわらず、これだけをいいですよと入れるとなると予算執行上は極めて難しくなる、ややこしくなる。実施設計業務、中学校のことについてもそうであります。

したがって、全体は文教ガーデンシティ計画全体が、我々発議者9人はだめなんだから、これらも含めて削除しようということで可決されたんですが、再議がかかって、きょうに至っているわけですけども、私は、では、継続費及び債務負担行為を今回、市長のほうから提案することに対して、財政法上問題があるかということ、ふだんどおりとは変ですけども、粛々と提案してきたのかなと受けとめております。なぜならば、継続費というのは、皆さんご存じのように、土地取得のときには平成27年度から、これは継続費としてきょうに至っております。継続費とは一体全体何なのということを押さえないと、当年度、当年度、切っていいのかということになるんですが、議会というのは、前、決められたことに対する一定の拘束力が当然ついてきます。極めて高度な判断が求められるんですけども、継続費というのは、あらかじめ当然、議員の皆さん、手元にあるように、全部のこの継続費の3億4,400万円の総額と年割額をそれぞれ定めております。平成27年度幾ら、平成28年度幾ら、平成29年度で今回提案、平成30年度までという提案がなされておったんですが、これが、では、1回の議決によって、すなわち平成27年度の議決によって、その全部が有効に成立する、そういう性質のものだということで地方財政法上なっているんですね。1個1個について採決しろとは言っていない。極めて難しい判断をするわけですけども、でも、財政法上はそのようになっている。だから、継続費は、その全体が一体として、その目的を持つ経費であるとはいえ、毎回の会計年度の予算に計上される年割額が、それぞれ独立した個々の目的を持つものでありませんというのが財政法上の見解であります。財政法そのものであります。言いかえれば、継続費はその全体が一つの経費であって、年割額は一つの経費についての支出の期限を予定したものという判断を私はいたしました。

したがって、前の議会で議決されたことを、このように市長のほうから継続費分としては、これは提案するとなるならば、それを拒否するわけにはいかない。債務負担行為についても基本的には同じ立場に立ちました。かといって、どうぞ、どんどんやってくださいという立場ではありません。ほかの文教ガーデンシティにかかわる予算については、今回、上程されておりましたが、きょう、市長が論議する中で明らかになりましたが、ほかのことについては執行しないと約束をしました。ただし、その中身をよく見ると、極めて狭い、これはわかりませんが、選択肢しか市民及び議会にしか与えられていないのかなと、それでは、まずいでしょう。これは今後の論議になりますけれども、例えば言われていましたね、質疑の中で、新中学校ここしかない。ここしかないんだったら動きようがないではないか、新たな提案はできないのか、それは今後、市民の皆さんの話し合いのもと、それから、ここ議会でどう

いうふうな中学校の建設を今の原案どおりにするのか、ほかのこともそうです。きょう、議題になっていないこども園等々に触れませんが、どういうふうに、本当に今が全て正しい、当然、市長及び教育長は思うでしょうけれども、いろんな論議が重なっているんだから、それをかたくなに守り抜いて、とにかく説明した、説明ではない、報告会では困るんですね。説明会というのは疑問があったら答えていく、それに対して、もう決まったことですからだめですではなくて、市民の願いが真っ当であるならば、そこに修正をかけていく、そのぐらいの度量をぜひ持っていただいて、この執行しないの中身は、私はそういう立場に立ってやっていただきたいと思います。

かたくなに私たち、当局がやったのが全て正しいんだから一步も動かないと、何度も何度も話して、これで住民の理解が得られたということにならないように、ぜひとも強く求めまして、賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案に対する賛成討論を行います。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

私は、先ほど西島議員が発議いたしました議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する修正動議に同じく発議をした者として、賛成討論を行います。

先ほどの西島議員の修正動議の提案理由の中身、私も全く同じ思いであります。その中で、いわゆる、この私どもが削除をしようとしている1億1,880万円は、いわゆる債務負担行為部分に係る新中学校の実施設計の業務委託料でございます。

私、先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、自治法上、その債務負担行為によって、議会が議決されたものについては、行政側としてはそれぞれの歳出予算に計上する権利があると。そのところは私は否定するものではございません。

では、なぜそれを削除しなければいけないか。きょうの一連の質疑の中で、先ほど原案に対する賛成討論の木村議員もおっしゃっていましたが、私どもが先日の23日の定例会の最終日であったり、せんだっての27日の臨時議会で申し上げてきましたのは、やはりこの核となる新中学校の建設について、もう少し丁寧に議論を進めなきゃいけないのではないか、そのようなことをずっと話をさせていただいていました。市長は、それを受けて、今回の議案第47号の予算案の提示に至ったと。一旦立ちどまって考えましょうよと、それを受けてくれたということなんですが、私どもが前提として議論を始めましょうというのは、今の新中学校ありきの限定された議論ではないんです。山口議員も質疑の中でおっしゃっていましたが、あの縦長の用地の中に運動場や体育館や校舎が、あのような形で詰め込まれたレイアウトがいいのかどうか、そこを含めて、一旦壊して、あそこのところを例えば中学校を統合して新しい中学校を建てるにしても、新たなやはりもっと使いやすい中学校を望む声もあるのではないか。実際そういう声もありますよ。

はたまた学校再編、学校のあり方の議論から、やはり始めなきゃいけないと僕らは言っているんです。中には、小長谷朗夫先生が提唱する地域に小中一貫校の創設、それもありません。今ある既存の修善寺中学校、そこを活用する、そういう提案もあるでしょう。その他の市内の中学校を含めた、小学校を含めた、はたまたやはり幼児教育を担うこども園、そういったところの全体としてのやっぱり教育施設のあり方、その議論が、まさにこれから行われなければいけないのではないかと、私どもはずっと訴えております。

その中で、先ほどの市長は、この予算執行については、この1カ月間、議論を重ねた中で、一定の方向性が出るまでは執行を一時停止することを確約されました。教育部長におかれましても、同じようにこの債務負担になっている新中学校の実施設計業務については同じように一時執行を停止することを確約されました。それは私は評価すべきことではあると思います。

しかしながら、なぜ私どもがこの予算を減額するかということになれば、今のそれぞれの市長、教育部長の御答弁は尊重するものの、何ら拘束力は持ちません。信頼関係の上での約束だけなんです。私どもはやはり議会として、そのところはきっちりと歯どめをさせなければいけないと思います。そうでなければ、市民の血税が信頼関係が崩れた中で、もし仮に執行されるとすれば、それをとめることはできません。ですから、西島議員と私は、そのところに歯どめをかけるべく、前例はないかもしれませんが、この方法しかとれないんです。市民の大事な税金なんです。そこをきっちりと使われ方を監視するのが僕ら議員の役目ではないんですか、議会の役目ではないんですか。ですから、私どもはそこを発議して、皆さんに問うているわけです。

私は賛成する立場として、以上を申し上げまして、皆さんの判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、原案に賛成する討論。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁でございます。

議案第47号 平成29年度一般会計予算に賛成の討論をいたします。

この提案で焦点になったのは継続費並びに債務負担行為分であります。いずれもこれまでの議会が承認をしてきたことで、義務的経費に分類され、議会での修正は不可能という説明がございました。議会の継続性を尊重することから賛成をいたします。

質疑の中で、文教ガーデンシティが、この予算の中では焦点になって、これまでの中であつたわけでありまして、立ちどまって議論をするという、その間については執行しないということが確約されたと思っております。文教ガーデンシティ構想については、日向、加殿地区の100億円を超える資金を投入する大型開発事業です。もし進めるならば、きちっ

としたそれだけの投資の効果が生まれるというようなこと、そういうものの検証がきちりできるようなすばらしいものをつくるべきだというふうに思います。一部進行している部分がありますが、今、進行している内容も選択肢の1つに入れながら、もっともっと幅広い議論をきちりとしていく必要があると思います。この12ヘクタールのエリアを、どのようにしていくのかということに関して柔軟な発想で、硬直した議論ではなくて、考え方ではなくて、そして残された期間は短いようでありませけれども、その短い期間の中で議論を尽くし、しかし、市民を巻き込んだ大議論をとすることは、時間的になかなか足りない部分がありますけれども、尽くせるところは尽くせるところまでやり抜くということをやってみようというふうに思います。

さらには、この予算を通すということで、4月1日からの市民生活に一瞬たりとも支障を来さないという基本的な考え方がございますので、それをかなえるために賛成をするものであります。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 最後に、修正案に対する賛成討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議員の皆さんは、この予算案に賛成のようですが、市民の皆さんは、何がどうなっているのか御理解できましたか、できたですか、すばらしいですね。この8年間、私たちのまちはどうだったですか。人口減少はとまるどころか常に人口の1.2%程度の減少を続けている。これからどうなるんでしょうか。もう既に市長の言う文教ガーデンシティ構想は破綻しております。迷走しているんですよ、そうでしょう。昨年4月の市長選挙では住宅地をつくるんと言っていたのが、今では病院だと。その病院も本当にできるんでしょうか。私は市民の多くの方、いわゆる民意は、中学校の統合はやめてほしいと。今ある学校だけでも残してほしい。その後、何が来るのか。修善寺地区の4小学校の統廃合が来るんです。それもやめてくれと、これが民意ではありませんか。天城湯ヶ島地区の支所についても、今ある利便性のある場所を維持してくれ、こういう声が多いのではないのでしょうか。

ここにある予算書の中で、文教ガーデンシティ事業新中学校実施設計業務委託料は残されたままなんですね。ということは、これはどういう中学校を設計するんですか。教科教室型の中学校を設計するのではないんですか。それは継続したままなんですよ、この予算書は。エリア内土地取得等業務委託料、これも同様ではないですか。土地取得のための予算は執行したままいくんですよ。何ら変わらない……、誰だ、ぐすぐす言うな。

○議長（三田忠男君） 討論を続けてください。

○15番（森 良雄君） わかってないんだよ、だって。設計は続ける、土地の取得は続ける、だけれども何か今までの方の討論を聞いていると一時ストップするんだと。私にとっては全

く理解できません、やるのかやらないのか。今の目的はもう合併特例債を使うための予算としか言いようがない。皆さん、この中に入っているいろいろな事業があります。これで伊豆市はよくなると思いますか、よくなりませんよ。中には病気になったら診察料がただになるというのもありますけれども、これは伊豆市だけのあれではないんです。これから伊豆市の衰退を何とかとめるには、伊豆市独自の事業を進めていかざるを得ないときに、合併特例債ありきの予算でよろしいんですか。私はこの予算については到底賛成できません。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

なお、採決につきましては、さきに原案に対する修正案を、次に原案を採決いたします。

それでは初めに、西島信也議員ほか1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、修正案は否決されました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 動議ですか、何の動議でしょうか。

○5番（鈴木正人君） 次の原案の採決には加わず、議場から出ます。

○議長（三田忠男君） どうぞ。

○13番（西島信也君） 私も出ます。

○議長（三田忠男君） どうぞ。

〔5番 鈴木正人君、13番 西島信也君退場〕

○議長（三田忠男君） 次に、原案の採決をいたします。

原案について賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、原案は可決いたしました。

◎動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何の動議でしょうか。

○7番（杉山武司君） 議案第47号に対する附帯決議を動議をさせていただきます。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 賛成の動議がありましたので、提案理由を述べてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時55分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りします。

ただいまお手元に配付いたしました動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） それでは、発議第2号 議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する附帯決議について、提案者から発議案の提案理由の説明を求めます。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。

発議第2号について提案理由を御説明申し上げます。

議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する附帯決議案を申し上げます。

本議案中、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の公有財産管理事業のうち、旧湯ヶ島小学校施設改修や旧湯ヶ島幼稚園改修を初めとした周辺整備によって整備される伊豆市天城湯ヶ島コミュニティ複合施設について、下記の事項を要望いたします。

1項目め、この内容は、1月25日ですか、全員協議会の中で、私たちは公共施設の現状と再編についてという、こういうものをいただきました。その中に、天城湯ヶ島支所の移転についてという項目がこの中に盛り込まれております。その中に、新しい支所までの交通についてという中で、平成29年度に天城湯ヶ島支所への移動手段の1つとして、「デマンドバス等の実証実験を行い、皆様が利用しやすい交通手段を検討していきます」という記述があります。これが当局から示されてあります。

それを踏まえまして、1項目めですけれども、天城湯ヶ島支所を含むコミュニティ施設への天城湯ヶ島地域の市民を初めとする利用者のアクセスの利便性を担保するためのデマンドバスの実証実験に基づく検証による利用者の足の確保に努めること。

2番目ですけれども、複合施設周辺の防火に寄与するために、防火水槽の設置を含む防災設

備の計画を確実に本計画に盛り込むこと。

3つ目ですけれども、平成29年3月27日、平成29年度第1回の臨時議会で、第5号議案であります平成29年度伊豆市一般会計予算は廃案となりました。その結果、3月23日の定例会最終日に、この5号議案に対して附帯決議された決議は消滅したと解釈いたします。そのため改めて提案するものです。

旧湯ヶ島小学校施設改修については、図書館等が2階、ジオ関連施設を3階に整備する計画になっているが、不特定多数の高齢者や障害者を含む市民や交流客が利用することに配慮して、エレベーターの設置をすることなど施設内の移動手段の確保に努めること。

4項目め、予算の執行に当たっては、市民理解を得ながら進めることが必要であるため、より一層、市民と事業に対するコンセプトの共有を図り理解を広めること。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（三田忠男君） これよりただいまの杉山武司議員の説明に対し、質疑、討論のある議員は挙手を求めます。

質疑でしょうか。

〔「質疑」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは、質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） ただいまの説明について質問させていただきます。

非常に提案としてはいいものだと思います。さぞかし、いいまちができるんじゃないかなと思うんですが、この提案に対して、ただ、デマンドバスを、利便性を向上させるために何をやろうとしているのか、どのぐらいの費用がかかるのか、エレベーターを設置すれば、どのぐらいの費用がかかるのか、そういうことは考えましたか、伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） お答えします。

デマンドバスについては、どういう運行をするかということが、まだ決まっておりません。これも市民の意見を取り入れながらやっていく方法なんだと思います。そして、どこまで広げるのか、どういう要望があるのか、時間帯はどうかという細かいことを、要するに検証していかないと、これは経費というものは出てこないんじゃないかというふうに思います。

2番目の防火水槽についてもそうです。どのぐらいの施設にするのか、防火水槽としての要するに水量はどのぐらいにするのか、それと周辺施設にお寺なんかもありますけれども、どのぐらいの要するに初期消火に対して水が必要なのかということも、これは検証しなければわからないことです。

それからエレベーターなんですけれども、前の試算では誰かが言ったんですけれども、1億円近くかかるのではないかなという話は聞いております。そのほかのことはちょっと不明です。

以上、お答えしました。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 費用は幾らかかるかわかりません。エレベーターだけでも1億円だと。伊豆市の実態はどうなんですか、私はよく言いますけれども、修善寺駅ごらんください、北口です。つくったはいけれども草取りもできない。これが伊豆市の実態ですよ。この問題は、そもそも市長の言う現在の天城湯ヶ島支所が移転するための準備的な附帯決議ではないんですか、予算ではないんですか、その辺を伺いたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、どういう建物を建てるにしろ、バリアフリーというものが求められます。これは全世界的にそういう方向で進んでいるのが実情です。そのための一つの施設として設置していただきたいという要望です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私はよく言うんですけれども、修善寺駅に当初の設計はエレベーターをつけるような設計になっていたんです。それを今のようなエレベーターなしの設計です。優先度というのを考えないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） どういうふうに答えていいのかちょっとわかりませんが、今、議論は修善寺駅の問題ではございませんので、回答を差し控えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、次に討論に移ります。

討論はありませんか。

森良雄議員、反対討論、どうぞ。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 皆さん、お笑いになっているようですけれども、この問題はどこから発生したんですか。天城湯ヶ島支所の移転から発生しているんですよ。私は天城湯ヶ島地区の皆さんは、利便性の高い現状の位置に支所を置いてくれと希望していると確信していま

す、そうではありませんか。それを条件だけ整備して、エレベーターをつけろだ、防火用水をつくろうとか、防火用水だって、ただではないんですよ、100立米の防火用水、整備するには幾らかかるんですか。必要水量もわからない、ただ整備してくれ。伊豆市全体、みんなそうでしょう。そもそもこの天城湯ヶ島地区の皆さんの僕は大多数の意見は、利便性の高い現在地に置いてくれというものというふうに確信しております。よって、本案に反対します。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はありませんか。

12番、小長谷朗夫議員。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

賛成の立場で討論させていただきます。

といいますのも、3月23日の折の議案第25号の条例設置について賛成をしておりますので、その追い打ちということで賛成の立場で討論させていただきます。

もう皆さん、御承知のとおり、あその場所は大きく分類すると4つに分かれるのかな、1つは、子育て支援に関係したことですよね。それからもう一つは社会教育施設として重要な図書館、それから博物館的なジオ、それが入っていくと。それから支所機能、そしてあと旧井上邸の跡地だとか営林署の跡地だとかを入れた多目的広場といったらおかしいんですが、そういうようなことで今後、考えていきますよという、そういうエリアでございます。

そして23日にも私申し上げましたが、もう一度言います。井上靖先生のあの場所は地球上で一番清らかな広場なんです。その清らかな広場に、天にまで届けとボールを投げるのは、私たち大人の役目でございます。中味を見ていきますと、社会教育施設、特に2階、3階に行くためのエレベーター設置、これはもう今の時世の中にはなくてはならない、逆に言えば、そういうことではないかとそんなふうに思います。

それから、そこへ来る若い赤ちゃんから年寄りまで来るわけですが、デマンド交通の関係もバスも実証実験をしていくという、今後、そういう考えでいきますよということですから、やはりそれは期待したいところです。

それから、何よりも④に書かれているこの2行の文章でございます。何と書いてあるかというと、「予算の執行に当たっては、市民理解を得ながら進めることが必要であるため、より一層、市民と事業に対するコンセプトの共有を図り理解を広めること」、特にあの地域住民、湯ヶ島の地域住民ともっともっといろんなことを話し合っ、て、予算を執行する場合は、今後、そういう手法をとっていただければ、これは大いにあの地域が期待できる地域になるのではないかなと、そんなふうに思います。

そんなことで賛成の立場で討論させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第2号 議案第47号 平成29年度伊豆市一般会計予算に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本臨時会に付議された案件は終了いたしました。

これにて平成29年第2回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

長い間、ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午後 2時10分